公益社団法人
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2019 年度
事業報告書

2020 年 3 月

Save the Children

目次

I. はじめに 3
II. 2019 年事業報告概要 4
III. 事業一覧 9
A. 海外事業 9
B. 国内事業 13
C. アドボカシー 14
IV. 事業報告詳細 15
A. 海外事業 15
B. 国内事業 23
C. アドボカシー 26

I. はじめに

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、1986 年の設立以来、国内外で、行政や地域社会と連携し、子どもたちのために、子どもたちとともに事業を実施してきた。セーブ・ザ・チルドレンは、1919 年にイギリス人女性エグランタイン・ジェブによって設立され、2019 年で 100 年を迎えた。 この 100 周年という節目に、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現される世界を目指し、組織一丸となって邁進する。また、子どもの権利条約が国連で採択されて 2019 年で 30 年を迎えた。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは様々な団体・個人と協力し、30 周年を記念して同条約の意義と子どもの権利実現の大切さを伝えるための活動を実施した。

本報告書の対象となる 2019 年度は 2018 年に策定された当法人の 2019－2021 中期戦略実施の初年度であった。この戦略は、セーブ・ザ・チルドレンが世界規模で策定した 2030 年までのビジョンに加え、2019-21 年の行動計画と整合性を図ったもので、事業実施、資金調達、組織運営にかかわる事項を盛り込んだ組織横断型のものである。
この戦略に基づき 3 年間の中期戦略をとりまとめた。この戦略期間にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが目指す方向性は下記の通りである。

私たちは、国内外を問わず、特に困難な状況にあり権利を侵害されている子どもたちへのインパクトに焦点をあてるために、社会的影響力の増大、支援/アドボカシー事業の拡大・深化、収益規模の拡大、専門性のある人材の強化の 4 つを成長と捉え、実現していく

この目標を実現するために、以下に取り組む。

- 私たちは、子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する。
- 私たちは、社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、個人・法人寄付を中心に、安定した資金獲得を拡大する。
- 私たちは、子どもの権利推進におけるリーダーシップをとり、説明責任を強化し、 ステークホルダーとの関わりを深化させる。
- 私たちは「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する。

この中期戦略に基づき、2019 年度事業計画が策定され、同計画に沿って組織運営、事業実施が行われた。
本報告書では、多くの方々のご支援・ご協力のもと、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが駐在員を派遣するなどして実施した事業、組織運営について記載する[1]。

[1] 2018 年度のセーブ・ザ・チルドレン加盟国全体の事業規模は 22 億米ドル（約 2400 億円）であり、そのうちセーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル（SCI）を通じて実施した海外事業は約 9 億 8453 万米ドル（約 1087 億円）、うちセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施した海外事業は、約 687 万米ドル（全体の約 0.7%）である。本報告書中に記載のある海外における事業は、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが職員を派遣するなどして実施したものに限っている。

II. 2019 年事業報告概要

2019 年度事業計画は、前述の 2019-21 年中期戦略に基づいて策定された。中期戦略目標の実現のために、2019 年に実施した事業の概要は以下の通り。

A. 子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する。

2019 年に実施した事業・アドボカシー活動概要は以下の通り。事業、アドボカシー活動のいずれにおいても、チャイルドライツプログラミング(CRP)を通じ事業計画策定・実施・モニタリングを行った。

i. 海外事業

海外事業は、中期戦略に沿って、子どもの保護、教育、保健・栄養、防災の分野に加え、緊急人道支援事業を展開してきており、2019 年もアジア、中東、アフリカ地域においてこれらの分野の事業を継続実施した。

a. アジア地域

- 東南アジア地域においては、ベトナムにおいて世界銀行の社会開発基金事業である北部山岳地帯の少数民族の子どもの栄養改善事業を継続実施した。本事業は実施 3 年目に入り、ベトナム保健省や地方行政と密接な連携のもと徐々に成果を上げつつある。また同国で 2017 年から実施していた南部メコン・デルタ地域の防災事業が 12 月に完了、今後は、地方行政がこの事業で導入された防災計画の策定と実施などの活動を継続していくことが期待されている。ミャンマーでは、JICA および民間資金の母子保健事業を実施した。また、民間資金を活用し、インドネシアでの交通安全事業、タイでの水に関する事故の予防事業も継続して実施した。
- 南アジアのバングラデシュでは、2017 年秋以降実施している東南部コックス・バザールにて、ミャンマーからのロヒンギャ難民キャンプの支援を継続した。特に水衛生分野の活動では、より子どもや女性の視点に立った衛生施設の提供に貢献した。
- 北東アジアのモンゴルでは、主に初等教育の教員や保護者を対象にしたインクルーシブ教育事業 2 年目を実施、同国教育省との連携も順調に進んでいる。また、子どもの虐待やネグレクトに対応するソーシャル・ワーカーのキャパシティ強化事業も継続して実施した。秋には世界銀行と青少年支援事業の新規事業の契約を締結した。本格的活動は 2020 年に開始される。

b. 中東地域

- 4 月に 3 年ぶりにシリア国内での子どもの保護事業を開始した。同国の危機はまだ終結しておらず、子どもの保護のニーズは非常に高い。セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルのシリア事務所およびパートナー機関と密接に連携し、事業を実施している。
- シリア隣国のレバノンでは、2017 年から実施している南部でのシリア難民の子どもの保護事業を継続して実施した。
- 内戦が続くイエメンでは国内 2 ヶ所において緊急下の教育事業を継続実施した。

c. アフリカ地域

- 2015 年より SCJ として事業を実施してきているウガンダにおいて、開発事業（防災）と緊急人道支援

事業（難民支援）を実施した。同国西部で実施している開発事業（防災）は 2020 年前半に活動を完了し、その後地方行政とコミュニティが継続して活動を実施していくことが期待されている。また、同国北西部で南スーダンからの難民の子どもと家族を対象にした難民定住区における子どもの保護事業を継続した。さらに、南西部では 5 月より、コンゴ民主共和国からの難民の子どもの保護事業を開始した。

- また、2019 年 4 月に発生した大規模なサイクロンの被害に襲われたアフリカ南部のモザンビークにおいて、緊急下の教育事業を実施した。

d. 日本国内およびアジア地域における緊急人道支援人材能力強化関連の活動

- セーブ・ザ・チルドレンのアジア太平洋緊急支援技術チームと緊密に連携し、戦略策定時の助言や資金援助を実施するとともに、同チームの人材を活用し国内緊急支援体制強化を図った。
- ジャパン・プラットフォーム（JPF）の NGO 代表として、NGO 外務省連携推進委員会のメンバーとなり、外務省と NGO の連携強化に関する様々な活動を行った。
- 国際協力に従事する団体の安全管理能力強化を目的とするネットワークである JaNISS（NGO 安全管理イニシアティブ）のメンバーとして、日本の NGO 全体の安全管理体制の向上を目的とした「NGO 安全基準」実用化に貢献した。
- 2018 年より運営している「緊急状況下の子どもの保護に従事する人材の育成プログラム (CPiEPDP)」の第 1 期が終了し、アジア太平洋地域の 15 ヶ国、21 人の国際機関・NGO 職員と行政官の子どもの保護事業の実施能力が強化された。今後、プログラム修了者が各国で緊急状況に迅速に対応すること、また、緊急状況に備えるための活動に従事することが期待される。人材育成のニーズは引き続き高いことから、新たに第 2 期プログラムを開始した。
- 上記に加え、日本国内の人道支援関係者の人材開発への貢献として、「人道行動における子どもの保護の最低基準」（CPMS）の日本語版の普及と合わせ、全国 6 ヶ所にて最低基準の内容を周知するための研修を実施した。
- 職員の緊急人道支援対応能力強化の一環として、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や JICA、JaNISS などが実施する国内外の安全・危機管理研修を活用した。

ii. 国内事業

a. 子どもの貧困問題の解決

- 子どもの貧困や子どもの権利について、子どもを含む全国 3 万人調査を実施した。その結果の一部を『子どもの権利条約 採択 30 年 日本批准 25 年 3 万人アンケートから見る 子どもの権利に関する意識』としてまとめ、11 月に公表した。
- 子どもの貧困対策法の改正および子供の貧困対策大綱の見直しが行われた 2019 年は、国による子どもの貧困対策への提言活動にも注力した。子どもの貧困対策推進議員連盟と共催し、超党派の国会議員向けに、就学援助制度の課題などについて勉強会を開催。また、子どもの貧困対策大綱見直しに向けて内閣府へ 2 回要望書を提出した。特に大綱見直しのパブリックコメントでは、事前に子どもたちへ聴き取り調査を行い、子どもたちの意見を内閣府に届けた。
- 経済的に困難な状況にある子育て世帯の家計を支えることを目的に、「子ども給付金」を実施した。2019 年は、岩手県山田町および宮城県石巻市において、新入学生対象の給付金に加え、高校生の夏休みの学習や文化・スポーツ活動などをサポートするための給付を実施した。
- 石巻市において、地域の NPO と協働し、市内在住のひとり親家庭の子ども・保護者を対象にエンパワー

メント活動を実施した。

b. 子ども虐待の予防

- 2019 年は、家庭における体罰をめぐる政策に大きな動きのある年となった。2018 年から相次いだ子どもの虐待死事件を受け、虐待防止対策強化の気運が高まるなか、家庭における体罰その他の子どもの品位を傷つける罰が禁止されるよう、あらゆる機会を通して国政に働きかけてきた。その後 2019 年 6 月には家庭における体罰禁止規定を含む改正法が成立し、2020 年 4 月に施行される。
- 改正法成立を受け、厚生労働省は「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を設置、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドラインの作成に着手した。それに対し、同ガイドラインに、軽い体罰や子どもの心を傷つける罰も許されないことが明記されるよう、検討会に働きかけた。
- 養育者や子育て支援者などを対象に、子どもの権利や「たたかない、怒鳴らない子育て」へのヒントを普及するため、ワークショップ形式の講座や講演などを実施した。
- 東京および仙台において、子育て中の親や養育者を対象にたたかない、怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」の講座を実施した。

c. 国内緊急対応

- 2019 年より新たに国内緊急対応事業を立ち上げ、大規模な国内自然災害により迅速に対応し、質の高い支援を提供するために態勢の強化に努めた。
- 災害時に子ども・養育者が適切な心理社会的支援を受けられることを目的に、「子どものための心理的応急処置（Psychological First Aid for Children:子どものための PFA）」を普及するために、全国各地の災害医療、行政、教育、子ども支援関係者などを対象に研修を実施した。
- 2019 年 8 月から 10 月にかけて、九州北部豪雨、台風 15 号、19 号の発生時に初動調査チームを派遣した。九州北部豪雨および台風 15 号では、佐賀県と千葉県のそれぞれで、「子どものための PFA」情報の提供を主として行った。台風 19 号では、緊急物資の提供、「こどもひろば」や「子どものための PFA」研修の実施に加え、被災した子どものための学用品や子ども関連施設への備品提供などの支援を行った。

d. 西日本豪雨復興支援

- 岡山県倉敷市学童保育連絡協議会との連携により 3 月に「子どものための PFA」の研修を実施した。
- 床上浸水によって甚大な被害を受けた、倉敷市真備町の特別支援学校の施設の復旧作業が終了したことを受け、10 月に図書館用の図書を支援した。
- 冊子『災害時に子どもたちが果たした役割の記録 ～2018 年西日本豪雨の経験から～』の制作を開始した。岡山県、広島県、愛媛県を中心とした各地の子どもや大人から体験談を募集した他、直接子どもたちにインタビューを行った。

e. 熊本地震復興支援

- 中学校・高校への新入学生に対する給付金の支給、ひとり親家庭への支援などを行った。
- 2018 年に実施した給付金受給世帯に対する調査結果を公表した。（2019 年度で終了）

f. 東日本大震災復興支援フォローアップ事業

- 子どもにやさしい地域づくり：石巻市子どもセンターの運営サポートを実施した。（2019 年度で終了）

iii. アドボカシー

EVERY LAST CHILD（誰一人子どもを取り残さない）等のセーブ・ザ・チルドレンのグローバル戦略・キャンペーンに則り、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちを優先する政策・方針が実現するよう、国内外の各種アドボカシーネットワークとの連携のもと、政策決定者および政策に影響力を持つステークホルダーへ働きかけた。重点テーマとして、持続可能な開発目標（SDGs）、保健・栄養・教育援助、子どもに対する暴力撤廃、紛争・人道危機下の子どもの課題等に対する日本政府の政策・支援の強化や説明責任の向上に取り組んだ。

B. 社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、財政基盤の安定・拡大をはかる。

中期戦略目標に掲げられている、社会的影響力を増大し、子どもの権利を推進するために、セーブ・ザ・チルドレンとセーブ・ザ・チルドレンが取り組む重要課題についての認知を向上し、社会を巻き込み、市民とともに活動を進めた。 また、目標とする成長を達成するために、資金調達を積極的に推進した。

C. 子どもの権利の推進を専門とした国際 NGO として、政府、自治体、国際機関、企業、研究者等、多様なステークホルダーとの関わりを深め、子どもの権利を推進する。

- 企業パートナーとは企業のサステナビリティ活動への取り組みと歩調を合わせ SDGs ならびに ESG 分野における連携を推進した。
- 子どもを取り巻く課題解決に向け、子どもの権利の尊重・推進に責任をもち、持続可能な開発目標、子どもの権利とビジネス原則の普及を通し、企業ドナーとの対等なパートナーシップ強化を進めた。
- グローバルキャンペーン「Stop the War on Children(紛争下の子どもを守ろう)」の一環として、パブリックスペースでの写真展、講演会を開催し、広く市民への紛争下の子どもたちに対する啓発活動に取り組んだ。
- 日本が「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」のパスファインディング国となったことに伴い、子どもに対する暴力撤廃を促進する国内行動計画の策定プロセスに GPeVAC 日本フォーラムを通して関わり、同計画策定のための政府ワーキング・グループ委員として具体的な政策提言を主導した。
- 2019 年 12 月にジュネーブで初開催された「グローバル難民フォーラム」の日本におけるマルチステークホルダーの事前会合 11 月 25 日）にあたり、UNHCR 東京事務所と協力し、国連機関との関係強化・深化ならびに難民支援にかかわる日本国内での議論の発展に貢献した。
- 外務省令和 2 年度 NGO 研究会の委託団体として、他の国際協力 NGO との連携のもと、日本の国際協力 NGO における「セーフガーディング」の取組促進の一環として子どもと若者のセーフガーディング最低基準の策定プロセスを主導した。

D. セーブ・ザ・チルドレンの「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する。

全職員がビジョン、ミッションに立ち返り、組織として実行能力を高め、中期戦略実施に取り組めるよう、効率的かつ効果的な業務遂行プロセスの改定・導入を進めるとともに、ガバナンスの強化を図った。

- コンプライアンス宣言やハラスメント防止のための規程に基づき、内部通報窓口の設置、コンプライアンス

推進委員会を四半期ごとに開催、さらにコンプライアンスマニュアルの策定など、コンプライアンス態勢のさらなる強化を行った。

- 職員に対してはハラスメント研修、メンタルヘルス研修を開催して啓発と定着に努めた。
- 情報セキュリティ規程および情報セキュリティガイドラインを制定することで、組織における情報セキュリティに関して共通ルールの明文化および周知徹底を行い、情報に対するセキュリティおよび職員のセキュリティに対する意識を向上した。
- 海外安全管理規程を制定し、海外派遣職員の安全確保と事業実施維持体制の強化を図っている。
- 安心して働ける職場づくりのため、昨年度に引き続き「職員意識調査」や「ストレスチェック」等の施策を継続して実施した。また、ワークライフバランスの改善を目指し、働きかた改革に沿った施策の取り組みも進めている。
- 全ての組織の運営において、子どもの権利の視点が担保され、子どもの最善の利益を最優先に意思決定を行うために、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの役員やスタッフをはじめ、パートナー関係にある法人や個人が、高い倫理意識と責任観を持って子どもの安全を図り適切に接することができるよう、「子どもにとって安心・安全な組織・事業づくり（子どものセーフガーディング）」の取り組みをさらに強化した。

III. 事業一覧

A. 海外事業

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2019 年裨益者数（人）	主な財源
【アジア地域】					
1. ベトナム					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	メコン・デルタ、ドンタップ省における災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業（第 2 年次）	2018 年 12 月～2019 年 12 月	ドンタップ省	5,708	外務省、企業、個人
保健・栄養 (3)	北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業	2017 年 1 月～2020 年 12 月	イエンバイ省、ソンラ省	1,972	世界銀行、企業、個人
保健・栄養 (3)	ベトナムにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2017/3/1～2020/12/31	ダクラク省	3,218	企業
2. ミャンマー					
保健・栄養 (3)	バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業	2017/5/1～2020/4/30	バゴー地域	1,396	JICA
保健・栄養 (3)	ミャンマーにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2017/8/1～2020/12/31	バゴー地域	696	企業
3. タイ					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	子どもの水の事故防止推進事業	2019/3/1～2021/2/28	バンコク	3,329	企業
4. インドネシア					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業	2018/4/1～2022/3/31	北ジャカルタ市、東ジャカルタ市	14,183	企業
5. ラオス					

[2](注)「事業分野」欄の数字は、定款第 4 条に定める以下の実施事業との対応を示す。
(1) 幼児教育・保育、識字教育、学校教育及び職業訓練教育等の事業
(2) 障がいを負う子どもなどの自立を促進するための事業
(3) 衛生、栄養及び育児等に関する指導と支援事業
(4) 生活環境の改善及び地域経済の自立的発展を推進する事業
(5) 医療上の援助及び食料、学用品などを配布する事業
(6) 家庭を失った子どもなどに対する保護及び援助事業
(7) 国連「子どもの権利条約」を普及する事業
(8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2019 年裨益者数（人）	主な財源
保健・栄養（3）	ラオスにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2018/3/1～2020/12/31	ルアンパバーン県	973	企業
6. モンゴル					
教育（1, 2）	誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業	2018/3/30～2021/3/29	ウランバートル市、ウブルハンガイ県、ホブド県	5,702	外務省、個人
子どもの保護（6）	モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業	2018/9/3～2022/8/31	ウランバートル市、アルハンガイ県、ドルノド県	16,365	JICA、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）（6）	モンゴルにおける洪水の影響を受けた子どもたちのための教育・心理社会的支援および災害リスク軽減・対応力向上支援	2018/11/26～2019/2/25	バヤン・ウルギー県、ホブド県	1,885	JPF、個人
子どもの権利ガバナンス（7）	モンゴルにおけるソーシャル・アカウンタビリティ（社会的説明責任）の主流化事業	2018/11/1～2019/12/31	ウランバートル市、ウブルハンガイ県など計 10 県	77,634	世界銀行、個人
子どもの貧困（1, 4）	モンゴル地方遠隔地における最も脆弱な若者に対する起業家精神・社会情動的スキル養成事業	2019/11/12～2023/11/11	ウブルハンガイ県、ゴビスンバル県、ザブハン県、スフバートル県、ホブド県	0	世界銀行、個人
7. バングラデシュ					
緊急・人道支援（6）	バングラデシュにおけるミャンマー避難民の子どもおよびその家族に対する生活物資配布事業バングラデシュ・コックスバザール県におけるミャンマー避難民世帯に対する包括的な水・衛生環境および居住環境改善事業	2018/12/1～2019/11/30	コックスバザール県	39,440	JPF,企業、個人
緊急・人道支援（6）	バングラデシュ・コックスバザール県におけるミャンマー避難民世帯の衛生環境改善事業	2019/5/1～2020/4/30	コックスバザール県	7,975	JPF,企業、個人
【中東地域】					
1. レバノン					

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2019 年裨益者数（人）	主な財源
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業	2017/7/1～2019/3/30	南レバノン県	848	JPF、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業(第４期)	2019/10/1～2020/6/30	南レバノン県	20	JPF、個人
2. イエメン					
緊急・人道支援（教育）(1)	イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための緊急学習支援事業(第３期)	2018/1/1～2019/3/31	サヌア県、アムラン県	2,129	JPF、個人
緊急・人道支援（教育）(1)	イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための復学支援事業	2019/4/1～2019/10/31	サヌア県、アムラン県	11,120	JPF、個人
3. シリア					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	シリアにおける子どもの保護事業	2019/5/1～2020/4/30	シリア北西部	133	JPF、個人
【アフリカ地域】					
1. ウガンダ					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業	2018/2/18～2020/2/17	カセセ県カルサンダラ準郡、マリバ準郡、ニャキユンブ準郡	6,060	外務省、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県およびキリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する保護と総合的な発達支援事業（第２期）	2018/6/1～2019/3/31	アルア県、アジュマニ県、キリヤンドンゴ県	18,265	JPF、企業、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護および発達環境改善事業	2019/4/1～2020/3/15	アルア県、アジュマニ県、キリヤンドンゴ県	18,855	JPF、企業、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部アジュマニ県における南スーダン難民の子どもの保護事業	2019/11/7～2020/3/6	アジュマニ県	2,686	JPF、企業、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民の子どもの保護および青少年の能力強化支援事業	2019/5/1～2019/12/15	カムウェンゲ県、キソロ県、ホイマ県、チェ	15,209	JPF、企業、個人

事業分野[2]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2019 年裨益者数（人）	主な財源
			ゲグァ県、カヌング県		
2. モザンビーク					
緊急・人道支援（教育）(1)	モザンビーク・マニカ州およびソファラ州におけるサイクロン被害を受けた子どもたちに対する学用品配布事業	2019/5/24～2020/2/29	マニカ州、ソファラ州	12,000	JPF 、企業、個人
【日本国内およびアジア地域における緊急人道支援人材能力強化関連の活動】					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	緊急下の子どもの保護のための能力強化事業	2018/5/1-2021/4/30	アジア・太平洋	72	財団、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6,8)	『人道行動における子どもの保護の最低基準』（CPMS）の普及啓発	2018/7/15～2019/12/31	日本	96	外務省、個人

B.　　国内事業

事業分野・事業名 (注)	事業期間	実施地域	2019 年 裨益者数	主な 財源
子どもの貧困問題の解決 (1, 6, 7)	2016/1/1～（継続）	岩手県、宮城県	子ども：1,342 大人：4,312	企業、個人
子ども虐待の予防 (3, 7)	2016/1/1～（継続）	宮城県、東京都、関東周辺	子ども：539 大人： 18,158	企業、個人
国内緊急対応　子どもの保護/防災（災害リスク軽減） (1, 6)				
災害時における心理社会的支援の普及・啓発	2019/1/1～（継続）	全国	子ども：20 大人：2,464	企業、個人
2019 年九州北部豪雨緊急対応	2019/8/29～9/12	佐賀県武雄市、大町町	子ども：9 大人：165	企業、個人
2019 年台風 15 号緊急対応	2019/9/18～ 10/18	千葉県館山市等	子ども：0 大人：428	企業、個人
2019 年台風 19 号緊急対応	2019/10/17～ （継続）	宮城県丸森町、福島県いわき市等	子ども：1,943 大人：665	企業、個人
2018 年西日本豪雨復興支援 (1, 6)	2018/7/9～2020 年 4 月終了予定	岡山県倉敷市	子ども：879 大人：577	企業、個人
熊本地震復興支援 (1, 6)	2016/4/15～ 2919/12/31	熊本県上益城郡益城町・御船町等	子ども：790 大人：1,003	企業、個人
東日本大震災復興支援フォローアップ事業 (8)	2011/5/1～ 2019/3/31	宮城県石巻市	子ども：1,637 大人：681	企業、個人

C.　　アドボカシー

事業分野（注）	事業名	事業期間	実施地域	2019年裨益者数	主な財源
アドボカシー(1, 2, 3, 4, 5, 6)	持続可能な開発目標（SDGs）実施に向けたアドボカシーおよびSDGsに関する普及・啓発	2019/1/1～2019/12/31（継続）	日本	–	企業、個人
アドボカシー(5)	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	2019/1/1～2019/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー(3)	2020年「栄養サミット」に向けた栄養改善の援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	2019/1/1～2019/12/31（継続）	日本	–	助成金
アドボカシー(1)	質の高い教育へのアクセス向上、紛争下の教育に向けた援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	2019/1/1～2019/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー(6, 7)	「子どもに対する暴力撤廃に関するグローバル・パートナーシップ」における国内外の政策強化に関するアドボカシー	2019/1/1～2019/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー(1, 3, 5, 6)	「学校保護宣言」、ロヒンギャ危機他人道危機・紛争下の政策・支援の強化に関するアドボカシー	2019/1/1～2019/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー（7）	「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発と企業による実践強化、「ビジネスと人権国別行動計画」策定に関するアドボカシー	2019/1/1～2019/12/31（継続）	日本		個人

IV. 事業報告詳細

A. 海外事業

i. アジア地域

a. ベトナム

① メコン・デルタ、ドンタップ省における災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業

［目的］ 対象地域の住民及び教育機関の災害及び気候変動への対応能力が向上する。

［事業内容］

- 対象 4 コミューンの自然災害対策委員会に対して、コミュニティ防災および気候変動対応に関する研修を実施した。また、これまで防災情報放送が届きにくかった遠隔の村に計 19 基の緊急時警報システム（拡声器）を設置した他、防災リスク削減のために小規模インフラの修繕や災害リスクの高い学校へフェンスの設置を実施した。
- 現地の教育機関ガイドラインに沿った「包括的な学校の安全」指導者養成研修およびワークショップを開催し、学校における安全な教育環境づくりを目指した。また、事業対象校において、学校内の緊急時避難システム（場所、経路、誘導体制など）を含んだリスクマップの作成および更新作業を実施した。
- 子どもたちが防災について主体的に学び、防災に関する他生徒に向けた啓発活動などを行う「子ども防災クラブ」を支援した。さらに、子どもの水の事故が多い事業地において子どもたちが泳ぎを習得できる機会を得られるよう、事業対象校 2 校に対しプールを設置し、水泳教室を開催した。
- 本事業の事業運営委員会に対して、事業計画や事業実施方法、事業モニタリング、および事業評価方法などに係る研修を実施し、同委員会メンバーの能力育成に取り組んだ。また、他地域で実施された防災事業の経験と教訓を学ぶ機会とするため、事業運営委員会はカマウ省へスタディツアーを行った。

② 北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業

［目的］ 子どもの栄養摂取習慣の改善、妊産婦と乳幼児の栄養源の多様化、そして母子のケアを通して、対象コミューンにおける 5 歳未満の子どもの栄養状態を改善する。

［事業内容］

- イエンバイ省およびソンラ省の 20 の対象コミューンにおいて、食料及び栄養源の確保のため、(a) 家庭菜園と(b)有機たい肥づくり、(c)鶏の飼育法改善、(d) SRI 農法、(e)大豆の栽培法の研修を実施した。また、研修後も継続して参加者の理解と実践を促すため、定期的な世帯訪問を通じての指導に加え、参加世帯の中での優れた実践例を見学するフィールドワークショップや村同士の相互訪問を行った。その結果、成果として、低コスト農法の普及が、子どもたちの食事の改善につながっていることが確認されている。
- ベトナム保健省と母子栄養ケアに関する教材を作成後、現地政府の保健関係者を対象に研修指導者の育成し、この研修指導者が村等の保健活動従事者に研修を実施した。また、事業による調査で確認された急性栄養不良の子どもに対し、栄養指導や栄養治療食の提供を行った。
- ベトナム政府の省レベルでの農業部門と保健部門の連携を促進するため、両部門の政府関係者が参加する現地視察を 2019 年 6 月と 9 月に行った。また、定期会合を行い、省の開発計画に事業の活動が組み込まれることを目指す。

③ ダクラク省ラク郡およびクロンボン郡における少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム

［目的］ 事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。

［事業内容］

- 妊産婦と新生児ケアに関するラジオやテレビ放送、郡病院でのトーク・セッション、モバイル・チームによる遠隔地に位置する村での活動を含む行動変容キャンペーンを実施した。

- 行動変容のためのコミュニケーションに関する再研修を、郡保健センターおよび郡病院の職員、両郡内のコミューン保健センターおよび女性同盟の職員・メンバー、村保健ボランティアおよび村女性同盟メンバーに対して実施した。また経験共有ワークショップを実施し、行動変容に関する課題や解決方法を協議した。
- 郡および省病院に新生児ケア・ユニット用医療器材やカンガルー・マザー・ケア・ユニット用医療器材を提供した。

b. ミャンマー

① バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業

［目的］妊産婦と新生児の死亡リスクを削減するための適切な保健サービスの利用が促進される。

［事業内容］

- 補助助産師の育成研修（3 回目）を行い、9 人の研修生が研修中である。また、すでに育成されていた補助助産師 66 人を対象にした妊産婦ケア・新生児ケアに関する再研修を実施した。
- 各村の助産師や補助助産師が、安全な母性、家族計画、栄養、新生児ケアなどに関する保健啓発活動を実施した。また、補助助産師が、妊産婦および新生児のいる家庭を戸別訪問し、健康状態を確認した。
- 同じ地域で補助助産師が中心となり、地域の男女に対して地域保健教育活動を実施したほか、妊産婦および 1 歳未満の子どもを持つ母親に対して、妊娠・出産・産後・新生児の危険な兆候に関するビデオ・セッションを実施した。また、妊婦や 1 歳未満の子どもを持つ母親を対象とした保健センターへの視察訪問を実施した。

② バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム

［目的］事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。

［事業内容］

- 4 ヶ所の保健センターの建設が開始した。2020 年 9 月に完了を予定している。
- 村保健委員会のメンバーに対して、委員会の運営や緊急搬送システムを運営するための「住民参加」、「リーダーシップ」、「組織マネージメント」、「帳簿管理」等の能力強化研修を施した。
- 妊産婦と新生児のための緊急搬送ガイドラインに則った緊急搬送支援が実施され、緊急搬送のための「条件付現金給付」の支援が行われた。保健委員会の経験共有のためのセッションが開催され、これまでの経験から得られた助言や成功談を共有した。

c. タイ

① 子どもの水の事故防止推進事業

［目的］子どもの水の事故を防ぐための水泳教室の実施、行政に対する政策提言を通し、子どもたちの水の事故予防を推進する。

［事業内容］

- 事業対象校の 8 校の教師に対し、子どもたちに教えることができるようになるための指導者研修を実施し、合計 26 人が参加した。事業対象校の 7 校にて、生徒を対象とした水上安全に関する講習、水難に備えた泳法訓練、心肺蘇生法を含めた救助方法の講習を実施し、合計 378 人が参加した。
- 事業対象校の 8 校に対し、「シード・ファンド」を提供し、各学校における事故予防のための活動の継続的かつ自主的な実施を支援した。
- 教育省特別教育局などとともにワーキング・グループを設立し、障害のある子どもにやさしい水の事故予防の指導マニュアルのための協議を開始した。
- 水の事故防止をテーマにしたアニメーションや塗り絵本などを各学校に啓発教材として配布し、テレビ放映を通し、社会に対する水の事故防止のメッセージ普及に貢献した。

d. インドネシア

① ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業

［目的］ 交通安全に関する知識向上とその実践により、ジャカルタ州都特別州の 2 地域の子どもの交通安全状況が改善される。

［事業内容］

- 事業対象の 20 校において、交通局や交通局や警察局、学校関係者と合同で、学校周辺の交通安全環境や、各学校における交通安全のための取り組みなどについてのモニタリングを実施し、包括的学校安全計画についての話し合いを実施した。
- 事業対象校の 20 校から参加した 38 人の保護者に対し、指導者研修を実施した。研修の後、保護者ファシリテーターは合計 1,264 人の保護者に対し、交通安全セッションを実施した。
- イスラムの断食月に合わせた交通安全キャンペーンを実施し、合計 5,598 人の生徒、421 人の教師・保護者が参加した。また、国際交通安全週間や世界道路交通犠牲者の日にも、社会に向けた啓発のためのイベントを実施した。

e. ラオス

① ルアンパバーン県における少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム

［目的］ 事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。

［事業内容］

- 保健センターの職員を対象に現場研修（メンターシップ・アプローチ） を実施した。また、第四半期メンター・レビュー会合を実施し、活動結果やそれぞれの郡での成果および成功例などが共有された。
- コミュニティ保健ボランティアの能力強化を目的に、郡の保健局職員をその指導者として育成するため、技術研修を実施した。その後、研修を受けた郡のチームが、母と子の健康および栄養に関するコミュニティ巡回活動を実施した。また、研修を受けた郡のファシリテーターが村レベルのコミュニティ保健ボランティアを研修した。

f. モンゴル

① 誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業

［目的］ウランバートル市 3 地区とウブルハンガイ県、およびホブド県において、誰も取り残さない包摂的かつ公正な教育を推進する。

［事業内容］

- 対象とする通常学校 16 校の教職員、県および地区の教育課職員に対し、特別なニーズを持つ子どもについての教員用ガイドラインおよび研修用教材をより実践的なものに改訂し、それに基づいた研修および専門家グループによるコンサルテーションなどを実施した。
- 対象とする生涯学習センター16 クラスの教職員に対し、複式学級および特別なニーズに対応するための研修用教材をより実践的なものに改訂し、それに基づいた研修および専門家グループによるコンサルテーションなどを実施した。また、さまざまな理由により生涯学習センターへ通えない子どもへアウトリーチ活動を実施し、通学を希望する非就学児へ支援を行った。
- インクルーシブ教育の意義を保護者、教職員や子ども、また子どもを取り巻く地域の人々へ周知するため、啓発活動用教材の開発および配布や、社会啓発活動の展開、対象校の保護者や対象地区のコミュニティに対する啓発ワークショップを開催した。
- インクルーシブ教育推進の政策提言のため、主要なステークホルダーとインクルーシブ教育に係る規定について話し合いを行った。

② モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業

［目的］要保護児童支援制度を担う政府機関（子ども家庭青年開発局、労働・社会保障省、法務省）の人材の能力と体制が強化する。

［事業内容］

- 子ども保護専門家チーム（MDT）のスキル向上に必要な教材やマニュアルなどを、政府カウンターパート機関（家庭子ども青少年開発局）と協力し開発・改訂を行った。
- 事業地で活躍する MDT メンバーを対象に、ケース・マネジメントの実施能力強化を 3 段階（基礎研修、インターミディエート研修、専門研修）に分けて実施した。ウランバートル市ではセーブ・ザ・チルドレンの職員が OJT（On-The-Job Training）で研修を行い、アルハンガイ県の対象地域ではインターネットを活用して同様の研修を継続的に行った。また、カナダのマニトバ大学と連携して「ポジティブ・ディシプリン（暴力に頼らない子育て）」プログラムを事業対象地で継続的に運営していくことを目的に、指導者育成研修を実施した。
- モンゴル子ども家庭青年開発局の省令により設置された「事業運営委員会」の会合を定期的に開催し、本事業の成果を全国レベルで拡充することを目的に、継続的に協議を重ねている。同委員会は、同局が議長として主催する形態で、労働・社会保障省や法務省、また地方行政官等により構成されている。

③ モンゴルにおける洪水の影響を受けた子どもたちのための教育・心理社会的支援および災害リスク軽減・対応力向上支援

［目的］洪水被害を受けた子どもたちの心理社会的負担および教育面での負の影響が軽減されるとともに、コミュニティの災害リスク対応力が向上する。

［事業内容］

- 西部のバヤン・ウルギー県、ホブド県において、本事業で養成された子どものための PFA（心理的応急処置）ファシリテーターが「子どものための PFA ワークショップ」を実施し、658 人の子どもが参加した。また、洪水被害を受けて脆弱な立場に置かれた世帯の保護者や養育者 445 人に対して、「子どものための PFA」を実施した。
- 洪水被害により脆弱な立場に置かれている世帯の子どもたち 970 人を対象に、子どもたちの学用品等購入や学習継続を支援するため、子ども教育手当の支給を実施した。
- 防災に関する法改正を受け、モンゴル国家危機管理庁と合同で災害リスク軽減・対応（DRR）マニュアルの内容を改訂した。また、DRR に関する研修を実施し、140 人の県、郡の緊急事態対応委員会から合計 140 人の行政関係者が研修に参加した。

④ モンゴルにおけるソーシャル・アカウンタビリティ（社会的説明責任）の主流化事業

［目的］ウランバートル市および地方 10 県において、一般市民および市民団体が主体となったソーシャル・アカウンタビリティ（社会的説明責任）イニシアチブを支援することで、各地域における公共サービス（教育と医療）の質とアクセス性を向上させる。

［事業内容］

- 10 の地域で活躍する市民団体に対して、ソーシャル・アカウンタビリティ（社会的説明責任）に関する説明会を開催し、同テーマについて能力向上研修プログラムを実施した。
- 事業地域においてモニタリング評価活動を行い、各市民団体および行政サービス機関のソーシャル・アカウンタビリティ向上に向けた取り組みなどを視察した。
- 2019 年 11 月にウランバートル市で実施された事業終了時会議では、関係する NGO 団体が一同に集まり、事例案件の紹介や活動結果の共有などを行った。
- 事業から得られた評価結果を報告書にまとめ、保健省および教育省の政策担当者に対して政策提言を行った。また、いくつかの課題に対しては、すでに関係する政府・行政機関によって対応措置が取られている。なお、世界銀行が開設した特設サイト（http://www.irgen-tur.mn/）を通じて、事例や評価結果などが一般に報告・紹介されている。

⑤ モンゴル地方遠隔地における最も脆弱な若者を対象とした起業家精神・社会情動的スキル養成事業

［目的］地方 5 県の最貧困村 25 村に暮らす 6,000 人の若者（15～24 歳）たちに、起業やビジネスに関心をもってもらうための、実践型・起業家育成プログラムの開発と導入、さらには、ビジネスアイディア

の実践・具体化で小口の資金融資などを提供することで、地方社会の経済活性化や、貧困と失業率の低下に貢献する。

［事業内容］

- 2019 年 10 月 3 日に、セーブ・ザ・チルドレン・モンゴル事務所と世界銀行モンゴル事務所との間で、本事業に関する合意書を交わし、同年 11 月 12 日より本事業が正式に開始した。

g. バングラデシュ

① バングラデシュ・コックスバザール県におけるミャンマー避難民世帯に対する包括的な水・衛生環境および居住環境改善事業

［目的］ ミャンマー・ラカイン州での危機を受けてバングラデシュに避難している子どもたちとその家族の水・衛生環境および居住環境が改善される。

［事業内容］

- バングラデシュ、コックスバザール県に位置するミャンマー避難民居住区において、5 ヶ所のヘルスポストにトイレを設置するとともに、居住区内に、深井戸を 9 基、トイレ・水浴び場を各 80 基設置した。また、子どもたちやその家族を対象に、手洗い方法等に関する衛生セッションを実施した。
- 同地域にて、世帯主が高齢者や女性の世帯など、特に脆弱な状況に置かれている 50 世帯に対して、シェルター改良支援を行った。また、居住区の環境改善のため、20 ヶ所で階段や手すりの設置を行った。

② バングラデシュ・コックスバザール県におけるミャンマー避難民世帯の衛生環境改善事業

［目的］ ミャンマー・ラカイン州での危機を受けてバングラデシュに避難している子どもたちとその家族の衛生環境および衛生習慣が改善される。

［事業内容］

- ミャンマー避難民居住区において、し尿処理施設が不十分であるため、新たなし尿処理施設の設置に必要な資材の調達を開始した。
- 手洗い等の基礎的な衛生セッションに加え、主に思春期の女の子を対象に、月経衛生管理に関するセッションを実施した。

ii. 中東地域

a. レバノン

① レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業(第 3 期)

［目的］南レバノン県のシリア難民集住地域において、子ども保護の活動が実施され、子どもたちが暴力や搾取の被害から守られるようになる。

［事業内容］

- 南レバノン県サイダ郡の事業対象地 5 つにおいて、子どもの保護の被害に遭った、またはリスクに直面する事子どもに対し、ケース・マネジメント（個別支援）を実施した。
- 子どもたちを暴力や搾取などの被害から守るため、地域のリーダーが中心となる 5 つの子ども保護グループが継続的に活動し、子どもたちへケース・マネジメントを実施するための手法について追加研修を実施した。また、事業対象地域で活動する専門機関との調整会合を開催した。
- 子ども会のメンバーに対して、子どもたち自身が子どもの保護に関するリスクに備えるためのセッションを実施した。
- 子ども保護グループメンバーに対し、児童労働や早婚などの問題を予防するための啓発の手法について追加研修を実施した。また、啓発セッションの一環として子ども会のメンバーが実施した劇に地域住民が参加した。また、早婚の影響に関する意識向上を目的としたビデオを上映し、地域の住民が子ども保護の問題について理解を深めた。

② レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業(第 4 期)

［目的］南レバノン県サイダ郡において、地域に根差した子どもの保護の対処・予防のための取り組みを強化し、シリア難民およびホスト・コミュニティの子どもたちが暴力や搾取の被害から継続的に守られるようにする。

［事業内容］

- 事業対象地において、シリア難民コミュニティにおける既存の子ども保護グループの活動を支援し、ホスト・コミュニティにおける新たな子ども保護グループの設立支援の準備を行った。
- 子どもの保護の被害に遭った、またはリスクに直面する事業対象地の子どもに対し、ケース・マネジメントを実施した。
- レバノン社会福祉省、サイダ市役所との会合を通じて、事業地対象地における地域に根差した子どもの保護のための取り組み関する連携を強化した。

b. イエメン

① イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための緊急学習支援事業

［目的］紛争の影響を受けたサヌア県およびアムラン県の学校に通えない国内避難民、ホスト・コミュニティの子どもたちに対し、緊急下における教育の機会を提供する。

［事業内容］

- 事業対象地 4 ヶ所にて、コミュニティの住民から構成される委員会が運営を担う学習支援センターを開設し、子どもたちが将来的に学校に戻ることができるよう、アラビア語、算数、理科の学習を支援した。またこれらの子どもにプレースメントテスト（レベル分けテスト）を実施し、合格者に対して教育省発行の修了証明書を授与し、新学年度開始時に公立学校への登録を支援した。
- 障害のある子どもや親と離散した子どもなど、特別な支援を必要とする子どもたちには、それぞれのニーズに対応した個別サポートを提供し、通学を促進した。

② イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための復学支援事業

［目的］長引く紛争の影響により学校に通うことのできない、サヌア県およびアムラン県の国内避難民、ホスト・コミュニティの子どもたちが、緊急下においても継続的に教育を受け、公教育に復学する機会を得られるようになる。

［事業内容］

- 事業対象地 4 ヶ所にて、コミュニティの住民から構成される委員会が運営を担う学習支援センターを運営し、先行事業で実施したプレースメントテスト（レベル分けテスト）で合格に至らなかった同センターの子どもたちと、学業成績に基づいて公立学校の教員から学習支援センターへの通学を推薦された公立学校の子どもたちに対して、公立学校の夏期休暇期間に、補習授業を実施した。補習授業の修了者に対しては、教育省発行の特別照会状を授与し、新学年度開始時の公立学校への登録を支援した。
- 学習支援センターから公立学校への復学者を含め生徒たちが安心して学習できる学校環境の整備を目指して、学習支援センターを設置する公立学校 4 校を対象に、学校教員の能力強化、学校施設の修繕、学用品の配布を実施した。

c. シリア

① シリアにおける子どもの保護事業

［目的］シリア危機の影響下にある子どもや青少年とその家族が、自身の回復力や子どもの保護に関する問題対処能力を高めるとともに、地域の中で子どもたちを適切に守るための仕組みを強化する。

［事業内容］

- 子どもファミリーセンターにて子どもへの心理社会的支援活動を実施した。
- 女性に対する栄養支援活動の一環として、参加者同士の経験を共有するグループセッション、個別カウンセリング、妊娠中の参加者に対する出産後の母乳育児に関するフォローアップ、2 歳未満の乳児を育児中の参加者に対する心理社会的支援及び授乳のサポートを子どもファミリーセンターにて実施した。

- 親・養育者に対する前向きな子育てセッションの実施準備を行った。
- 事業対象地における子どもの保護委員会の立ち上げ準備を行った。

iii. アフリカ地域

a. ウガンダ

① ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業

［目的］ 気候変動の影響で洪水や干ばつの影響を受ける農村地域において、災害リスク軽減活動の鍵となる村等の災害対策委員会や学校内の防災クラブの能力向上を行い、コミュニティの自然災害に対する対応能力を向上させることを目指す。

［事業内容］

- 対象準郡内の 25 村の災害対策委員会と小学校 30 校の防災クラブが、それぞれが策定した防災計画に則り活動を実施するための支援を行った。村レベルでは、洪水被害リスクの高い箇所の橋の建設、緊急時の搬送訓練、コミュニティ・ラジオ（早期警報システム）の設置等の防災・減災のための活動を地域住民が中心となって実施した。また、定期的な河川の清掃作業など、地域住民による自主的な活動が継続的に行われている。
- 災害／気候変動適応型農法の普及を目指し、2016 年に導入した「モデルグループ／後続グループ」の仕組みのもと、後続農家グループが新しい農法の導入に取り組んだ。

② ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する保護と総合的な発達支援事業（第 2 期）

［目的］ 南スーダンからウガンダへ逃れ、難民居住区に暮らす子どもたちが、個別ニーズや年齢に合わせた、子どもの保護に関する支援を受けられるようになる。また、避難・難民生活の長期化に伴い、情緒面や栄養面で支援を十分に受けられていない就学前の子どもたちの総合的な発達が促される。

［事業内容］

- 子どもの保護リスクを抱える、特に脆弱な状態にある子どもたちへ、ケース・マネジメントを通じて、個別のニーズに沿った支援を提供した。また、地域で子どもの保護を促進する「子どもの保護委員会」の能力強化を行った。
- 難民居住区内の 7 ヶ所の「こどもひろば」で、避難生活下で脆弱性の高くなっている全年齢層の子どもたちに安全かつ安心な居場所を提供した。
- 「こどもひろば」を活用して、就学前教育支援を実施した。また、母乳育児の状況や乳幼児の栄養状態のアセスメントや、栄養に関する集会等を通し、乳幼児の栄養支援を実施した。
- 居住区から保健センターへの距離が遠いために基礎的な保健サービスが受けられない母子に対し、アウトリーチによる予防接種や妊産婦健診などを実施した。

③ ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護および発達環境改善事業

［目的］ 南スーダンからウガンダへ逃れ、難民居住区に暮らす子どもたちが、個別ニーズや年齢に合わせた、子どもの保護に関する支援、また、子どもの発達に不可欠である情緒、栄養、保健面での支援を受けられる。さらに、避難生活が長期化する中、これらの活動が難民およびホスト・コミュニティによって実施されていくための能力が強化される。

［事業内容］

- 特に脆弱な状態にある子どもたちに対し、ケース・マネジメントを通じて適切な支援を提供するとともに、地域で子どもの保護の問題を予防・早期発見する役割を担う「子どもの保護委員会」の能力や、地域行政機関との連携を強化するための研修、会合などを実施した。
- 難民居住区内の 7 ヶ所の「こどもひろば」で、避難生活下で脆弱性の高くなっている全年齢層の子どもたちに安全かつ安心な居場所を提供した。
- 就学前教育を提供することで、長期化する避難生活においても、子どもたちの心身の発達が妨げられることのないような環境づくりを行った。また、この活動がコミュニティで継続していくようにするため、子どもたちの保護者を中心とした運営委員会の能力強化を行った。

- 子どもたちの発達が阻害されないよう、母子および妊産婦に対し、栄養状態のアセスメントや授乳指導を含む栄養支援や、予防接種や妊産婦健診などの基礎的な保健サービスを提供した。

④ ウガンダ北西部アジュマニ県における南スーダン難民の子どもの保護事業

［目的］ 南スーダンからウガンダへ逃れ、難民居住区に暮らす子どもたちが、個別ニーズや年齢に合わせた子どもの保護に関する支援を受けられる。また、現地政府やコミュニティの子どもの保護に関する能力が強化される。

［事業内容］

- 子どもの保護のリスクに対し、特に脆弱な状態にある子どもたちに、ケース・マネジメントを通じて適切な個別支援を実施した。また、代替監護下にある子どもたちの多くが虐待やネグレクト等のリスクを抱えているため、代替監護下にある子どもと里親に対し、「暴力に頼らない子育て」のセッションを提供した。
- 難民居住区およびホスト・コミュニティにおいて子どもの保護に関係する機関やコミュニティの保護システムの能力を強化するため、子ども保護に関わる機関間の連携強化、研修や会合、コミュニティの住民の対話等を実施した。

⑤ ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民の子どもの保護および青少年の能力強化支援事業

［目的］ ウガンダ南西部の難民居住区において、保護のリスクを抱えるコンゴ民主共和国の難民の子どもたちとその家族に適切なサポートを提供するとともに、青少年に対するライフスキル習得の機会を提供する。

［事業内容］

- 子どもの保護リスクを抱える、特に脆弱な状態にある子どもたちへ、ケース・マネジメントを通じて、個別のニーズに沿った支援を提供した。また、地域で子どもの保護を促進する「子どもの保護委員会」の能力強化を行った。
- 難民居住区内の 7 ヶ所の「こどもひろば」で、避難生活下で脆弱性の高くなっている子どもたちに安全かつ安心な居場所を提供した。
- 「こどもひろば」を活用して、青少年が家族やコミュニティの支援を受けながら、将来の困難に対処する能力を向上させるためのライフスキル強化支援を実施した。

b. モザンビーク

① モザンビーク・マニカ州およびソファラ州におけるサイクロン被害を受けた子どもたちに対する学用品配布事業

［目的］ モザンビークにおいてサイクロンの被害を受けた学齢期の子どもたちに、最低限の学習環境を確保するため、学用品の調達、提供を行う。

［事業内容］

- サイクロンの被害を受けた学齢期の子どもたち 12,000 人に対して、通学バッグや鉛筆、消しゴム、ノート、定規などの学用品キットを配布した。

iv. 日本国内およびアジア地域における緊急人道支援人材能力強化

① 緊急下の子どもの保護のための能力強化事業

［目的］ アジア・太平洋の各国で緊急状況が発生した際に、迅速に子どもの保護ニーズに対応し、質の高い子どもの保護活動を実施することができる人材を育成する。

［事業内容］

- アジア・太平洋の国で緊急下の子どもの保護に従事する NGO 職員や行政官を対象とする、オンライン学習、緊急下の子どもの保護専門家との 1 対 1 のメンタリング、子どもの保護の対応や予防について学び実践する 2 週間の集合研修、課題提出、実習などを組み合わせた 6 ヶ月間の長期能力強化事業を実施し、15 ヶ国、21 人の NGO 職員と行政官がプログラムを修了した。新たに 12 ヶ国、22 人の NGO 職員・行政官を選定し、第 2 期プログラムを開始した。

② 国内外における緊急人道支援人材能力強化

「人道行動における子どもの保護の最低基準」（CPMS）の普及啓発

［目的］日本の人道支援関係者に対し、「人道行動における子どもの保護の最低基準」の概念や活用方法に関する周知啓発を実施し、同基準が広く日本の国際協力関連団体内で理解され、各団体が実施する支援に反映されるようになることを目指す。

［事業内容］

- CPMS 講師養成研修を支援関係者等 23 人に対して実施し、その後、養成した講師による 1 日のロールアウト研修を全国計 6 ヶ所で展開、計 96 人の参加者に CPMS の周知啓発を行った。

B. 国内事業

i. 子どもの貧困問題の解決

［目的］

1）家庭の経済状況に関わらず成長が保障されるために、必要とするすべての子どもが官民の支援制度を活用できる。

2）市民社会が子どもの貧困対策の拡充を社会の優先課題としてとらえる。

3）子どもの貧困対策に関する経済的支援の政策・施策の不足点の一部が、当事者の声をもとに整備される。

［事業内容］

1）民間の経済的支援として、子ども給付金事業を実施した。昨年度に引き続き、岩手県山田町・宮城県石巻市において「新入学サポート」を実施し、438 人の子どもたちに対して、新入学に関わる費用の一部を給付した。また、同市町において、経済的に困難な状況にある高校生の就学や進路を支えるために「高校生活サポート」も実施し、423 人の高校生に対して給付金を提供した。「新入学サポート」においては、受給世帯に対して給付金有用度調査を実施し、事業評価に活用した。また、石巻市では、5 月に地域の子育て NPO と協働し、給付金の受給者をはじめとするひとり親家庭に対して、保護者向け「おしゃべり交流会」や子ども向け「アクセサリー作り」のイベントを実施した。

2）市民社会が子どもの貧困や子どもの権利をどのようにとらえているかを把握するため、子ども（15～17 歳）2,149 人、大人（18 歳以上）27,851 人の計 3 万人を対象に「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」を実施した。そのうち、子どもの権利に関するアンケート結果をまとめた冊子『子どもの権利条約 採択 30 年 日本批准 25 年 3 万人アンケートから見る 子どもの権利に関する意識』を 11 月に発表。同冊子は全国紙などのメディアで取り上げられるほか、子ども・子育て支援に関わる支援者・研究者などに参照された。（「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」の結果は、2020 年 5 月に公表予定）

3）子どもの貧困対策法の改正（6 月）および子どもの貧困対策大綱の見直しが行われた 2019 年は、国による子どもの貧困対策への提言活動にも注力した。6 月には、子どもの貧困対策推進議員連盟と共催し、超党派の国会議員向けに、教育の無償化を見越しながら就学援助制度の課題などについて学ぶ勉強会を開催。国会議員 14 人のほか、関係省政策担当各部署や報道、NGO/NPO 関係者ら計 95 人が参加した。また、子どもの貧困対策大綱見直しに向けて 7 月、11 月に内閣府へ要望書を提出。特に大綱見直しのパブリックコメントでは、事前にこれまでの活動でつながった子どもたち 26 人へ聴き取り調査を行い、子どもたちの意見を内閣府に届けることができた。また、7 月には参議院議員選挙に合わせ、就学援助・教育費の私費負担軽減について政党アンケートを行い、7 政党から回答を得た。8 月には宮城県子育て社会推進室と協働し、宮城県内の自治体を対象とした子どもの貧困対策推進のための研修会を実施し、21 自治体・36 人が参加した。

ii. 子ども虐待の予防

［目的］

1）すべての環境における体罰等禁止に関して児童福祉法もしくは児童虐待防止法、民法に関連条項が盛り込まれた改正を実現するための動きが強化される。
2）養育者、子どもや養育者を取り巻く人々、一般市民で、「体罰等を禁止すべき理由および体罰等によらない子育ての必要性と考え方」について理解し、共感する人が増える。

［事業内容］

1）児童福祉法および児童虐待防止法の法改正に向けて、家庭における体罰その他の子どもの品位を傷つける罰が禁止されるよう、あらゆる機会を通して国会議員に働きかけた。具体的には、議員勉強会での講演、国会議員への個別訪問、提言書の提出、他団体との共同声明の発信などを行った。改正法案をめぐる国会審議では、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンによる体罰に関する全国意識調査も紹介された。
また、厚生労働省が設置した検討会への資料提供を通じて、軽い体罰や子どもの心を傷つける罰も含めたガイドラインになるよう委員に働きかけた。ガイドラインの素案には、軽い体罰や暴言などについても明確に記載され、セーブ・ザ・チルドレンが要請する内容が少なからず盛り込まれた。
法制審議会において、民法822条にある親の懲戒権に関して検討する部会が7月から開始された。セーブ・ザ・チルドレンは、懲戒権を削除し、民法においても、体や心を傷つける罰によらずに育てられる権利を有することが明記されることを目指し、部会の議論を注視した。
2）養育者や子育て支援者などを対象に、子どもの権利、体罰等が子どもに与える影響、「たたかない、怒鳴らない子育て」へのヒントを普及するため、ワークショップ形式の講座や講演などを計 16 回実施した。柏レイソルとの協働により、チャリティマッチの開催とともに「＃サッカーも子育てもフェアプレー」をキーワードにソーシャルメディアなどを使った情報発信キャンペーンを行った。また、法改正に伴い、全国紙をはじめ多くのメディアを通じてセーブ・ザ・チルドレンのメッセージを発信した。
3）東京および仙台において、子育て中の親や養育者を対象にたたかない、怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」の講座を合計 2 回実施した。特に仙台の「ポジティブ・ディシプリン」講座は実地研修も兼ね、新たな講座ファシリテーターを育成した。

iii. 国内緊急対応

［目的］

1）国内災害時・緊急下の子どもが、国際基準に基づいた適切な心理社会的支援を受けられる。
2）セーブ・ザ・チルドレンが、国内の大規模自然災害に迅速に対応できている。

［事業内容］

1) 子ども支援者の対応能力強化（平時の活動）：国内災害時に、子どもの保護・支援を担う支援者、組織、自治体などに対し、国際基準に基づいた対応能力強化研修を実施。研修コンテンツは、①緊急下の子どもを適切に守る国際基準「人道行動における子どもの保護の最低基準」、②災害など緊急時の子どもに特化した精神保健・心理社会的支援「子どものための PFA」、③避難した先でも子どもたちが安心・安全に過ごすための「こどもひろば」の 3 種類。放課後児童クラブ支援員、児童館職員、保育士、教員、親や養育者、NPO、災害医療支援、自治体関係者など、全国で 2,424 人が受講した。
2) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン内部の緊急支援体制・対応能力強化：2019 年より新たに国内緊急対応事業を立ち上げ、大規模な国内自然災害により迅速に対応し、質の高い支援を提供するために体制やスタッフの能力強化に努めた。具体的には、国内緊急時の標準業務手順を整備し、緊急支援業務を遂行したほか、災害発生時に派遣される職員に対して対応能力強化研修（災害支援の国際基準「スフィア」、「子どものための PFA」など）を実施した。
3) 緊急支援活動（緊急時の活動）：年内に発生した三つの大規模自然災害（九州北部豪雨（9 月）、台風 15 号（9 月）、台風 19 号（10 月）に緊急支援対応チームが出動。子どもの保護、教育、水・衛生関連の支援活動を行った。このほか、佐賀県、千葉県、福島県の子ども・子育て支援団体などからの要請を受けて、「子どものための PFA」緊急研修会を各県の災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携して実施。研修には、被災地で子どものケアをする親や養育者、保育士、教員、放課後児童クラブ職員などが集まり、災害後の子どものこころのケアへの高いニーズが改めて確認された。

各災害における具体的な活動は以下の通り。

① 九州北部豪雨

- 8 月 27 日から佐賀県、福岡県、長崎県を中心とする九州北部で発生した集中豪雨による被害を受け、佐賀県に初動調査チームを派遣、行政関係者や放課後児童クラブ（学童）などから大雨による被害状況や子どもたちへの影響について情報を収集。避難所で過ごす子どもたちを対象に「こどもひろば」を実施した他、武雄市において、教員、保育士、学童保育指導員などを対象に「子どものための PFA」研修を実施した。

② 台風 15 号

- 9 月、関東地域において記録的な暴風雨を引き起こした台風 15 号に対し、千葉県館山市、君津市、富津市および鋸南町へ初動調査チームを派遣。「子どものための PFA」パンフレットを関係者に提供したほか、館山市の子ども・子育て支援センター「元気な広場」の要請を受け、被災した親や養育者、市教育委員会関係者向けに座談会形式で「子どものための PFA」の情報を提供した。

③ 台風 19 号

- 10 月 12、13 日に関東地方や甲信地方、東北地方を襲った台風 19 号は、各地で記録的な大雨となり甚大な被害をもたらした。セーブ・ザ・チルドレンは同 17 日から福島県福島市、いわき市、宮城県丸森町などで子どもたちのニーズ調査および支援活動を開始し、2019 年 12 月末までに 2,608 人、のべで 5,555 人（子ども 4,602 人、大人 953 人）に支援を提供した。
- 断水が続く中、いわき市および丸森町において、保育所や放課後児童クラブ（学童）、その他の子ども支援団体の施設のために、給水タンク、除菌シート、口腔ケアセットなど衛生用品などの緊急物資を提供した。
- いわき市では、避難所の子どもたちのために「こどもひろば」を 2 回にわたって実施した。また、地元の団体が主催する子どもたちの遠足企画（2 回）に対し、助言やスタッフ派遣などの支援を行った。
- 丸森町においては 1 月から 12 月末までの約 2 か月にわたり、地元市民や団体による、被災家庭の子どもたちのための託児サービス、放課後の居場所づくりなどに対して備品や技術的助言などの支援を行った。
- いわき市の教育委員会からの要請を受け、被災した小中学校の生徒に対し、被災した体操服や長靴、運動靴など学用品を提供した。また、床上浸水による被害を受けた保育所の備品提供や、放課後児童クラブの施設修繕などの支援を行った。
- 丸森町のこども園や小学校に対しては、施設の備品の他、遠足や小学校の課外授業用にバスの手配を支援した。（2020 年も継続して実施中）
- また、栃木県では、栃木市内の学童指導員を対象に「子どものための PFA」研修を実施した。

iv. 西日本豪雨復興支援

［目的］

西日本豪雨の影響を受けた子どもと養育者が日常性を回復する。

［事業内容］

2018 年に引き続き、以下の活動を通じて、1.456 人（子ども 879 人、大人 577 人）に支援を届けた。

- 給付金の提供：子どもたちの学校生活、進学・就職に支障が出ないように、「給付型緊急子どもサポート ～卒業応援キャンペーン～」として、岡山県倉敷市の小学校 6 年生、中学校 3 年生、高校 3 年生 221 人に給付金を支給した。2018 年 11 月に同キャンペーンを開始し 19 年 1 月に完了、合計で 375 世帯 428 人の子どもを支援することができた。
- 床上浸水によって甚大な被害を受けた、倉敷市真備町の特別支援学校の校舎の復旧作業が終了したことを受け、10 月、図書館用の図書を約 600 冊支援した。
- 西日本豪雨という未曽有の災害の中で、子どもたちが果たした役割を記録し、将来の地域の防災計画や避難所運営に子どもたちの意見を取り入れてもらうために、冊子『災害時に子どもたちが果たした役割の記録 ～2018 年西日本豪雨の経験から～』の制作を開始した。岡山県、広島県、愛媛県

を中心とした各地の子どもや大人から体験談を募集し、250 件以上の投稿が寄せられた他、直接子どもたちにインタビューを行った。冊子は 2020 年 3 月に発行予定。

- 出前講座：法人企業と連携し、倉敷市真備町で子ども向け実験教室を開催した。児童館では 2 つの教室を開催しのべ 37 人が参加。放課後児童クラブは 2 か所で開催し、合計 78 人の子どもたちが参加した。

v. 熊本地震復興支援

［目的］

熊本地震の影響を受けた子どもと養育者が日常性を回復し、復興プロセスにおける子どもの意見表明権が担保される。

［事業内容］

2018 年に引き続き、主に以下の活動を通じて、1,793 人（子ども 790 人、大人 1003 人）に支援を届けた。

- 給付金の提供：子どもたちが新入学を迎えるにあたり、被災もしくは経済的に困窮している益城町・御船町の小中学生 391 人に新入学に関わる費用の一部として給付金を支給した。
- ひとり親家庭支援：11 月には熊本県ひとり親家庭福祉協議会が主催する研修大会へ協力し、ひとり親家庭に対して、保護者向けのセミナーや教育費に関する参考資料の提供、子ども向けのイベントを実施した。研修大会には全体で保護者 206 人、子ども 69 人の参加があった。
- 調査結果報告：2018 年度に行った給付金受給者に対する調査結果を 3 月に公表し、4 月には益城町のある中学校で教員向け報告会を実施した。

vi. 東日本大震災復興支援フォローアップ事業

［目的］

東日本大震災の影響を受けた子どもと養育者が回復し、子どもたちが緊急準備計画や災害リスク軽減において画期的な変化を起こすための主体となる。

［事業内容］

- 子どもにやさしい地域づくり:石巻市子どもセンターが指定管理者によって子どもの権利・子ども参加を柱に運営できるよう 2019 年 3 月までサポートを行い、2,318 人、のべで 6,954 人（子ども 4,912 人、大人 2,042 人）が利用した。

C. アドボカシー

i. 持続可能な開発目標（SDGs）実施に向けたアドボカシーおよび SDGs に関する普及・啓発

［目的］

持続可能な開発目標（SDGs）の実施促進に向けたアドボカシーを行い、市民社会の提言を反映させる。また、SDGs の認知を向上させるための普及・啓発を行う。

［事業内容］

- SDGs 市民社会ネットワークのメンバーとして、日本政府の SDGs アクションプラン、SDGs 国内実施指針改定に向けたアドボカシーに関わった。政府、国会議員、その他ステークホルダーとの対話に参加し、またパブリックコメントを通して、これまでの成果と課題を踏まえた具体的施策、特に子どもの貧困解消、基礎社会サービスへのアクセス、子どもに対するあらゆる暴力の撤廃、子どもの声の重視等に関する取組み向上に向けた政策提言を行った。市民社会の提言の一部は、政府の計画、指針に反映された。
- SDGs の普及と理解促進のため、開発教育協会との連携により、「先生・ファシリテーターのための持続可能な開発目標-SDGs-アクティビティ集」を制作した。また学校、企業をはじめ、SDGs に関する多数の講演、ワークショップを実施し、SDGs に対するセーブ・ザ・チルドレンおよび市民社会のポジションを広く発信し、「誰一人取り残さない」SDGs の理念の重要性をアピールした。

- 10 月にロシアのウラジオストクにおける北東アジア SDGs マルチステークホルダー・フォーラムに参加し、政治的・歴史的に複雑な関係性を抱える北東アジア域内において、市民社会より SDGs の達成に向けた連携と平和の促進を訴えた。

ii. ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］

日本政府のユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた政策・支援の強化、ODA 増額、援助効果や説明責任の向上等に関するアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 日本政府が議長を務めた G20 大阪サミットに関連する一連のプロセスに C20（市民社会）国際保健ワーキング・グループのメンバーとして参加し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成および予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた公的資金の投資、国内資金動員、説明責任の確保、市民社会の参加など、「誰一人取り残さない」ための取り組み強化を訴えた。
- 9 月の国連 UHC ハイレベル会合の政治宣言に向けたセーブ・ザ・チルドレンのアドボカシーに参加し、日本政府に対する提言を行った。上記 G20 および UHC ハイレベル会合の成果文書では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向けた強いコミットメントが示された。

iii. 2020 年「栄養サミット」に向けた栄養改善の援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］

2020 年に日本で開催される「東京栄養サミット 2020」に向けて、日本政府および国際社会の栄養改善に関する政策・支援の強化、ODA 増額、説明責任の向上、マルチステークホルダーによる連携促進等に関するアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 2020 年に日本政府が主催する栄養サミットに向けて、国際栄養に取り組む国際的な NGO ネットワークとの定期的な戦略会議に参加し、外務省をはじめとする関連省庁や JICA と意見交換や情報共有を行い、政府高官や国会議員に対する政策提言を行った。2 月の国際母子栄養改善議員連盟の会議では、海外の NGO メンバーと共に栄養サミットが野心的な資金および政策コミットメントを行う機会となるよう、日本政府のリーダーシップとコミットメントの強化を訴えた。
- 8 月の第 7 回アフリカ開発会議（TICAD7）で栄養に関する公式サイドイベントを共催し、各国の政府高官、日本政府関係者、国際機関、市民社会、ユースなど多様なスピーカーの登壇を得て、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび食料安全保障の観点から、アフリカにおける栄養の重要性について活発な議論を行った。
- G20 大阪サミットおよび TICAD7 の成果文書、SDGs アクションプランに栄養および栄養サミットの重要性が含まれるよう政策提言を行い、いずれの文書にも栄養サミットが言及された。
- 11 月にネパールのカトマンズにおいて「栄養への取り組み拡充ムーブメント（Scaling Up Nutrition Movement）の世界会議に参加し、世界の栄養改善の最新状況を学ぶと共に、各国市民社会、政府、国際機関等とのネットワークを構築し、栄養サミットに向けた戦略会議や情報交換を行った。

iv. 質の高い教育へのアクセス向上、紛争下の教育に向けた援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］

日本政府の質の高い教育へのアクセス向上に対する政策・支援、特に紛争下の教育に対する政策・支援の強化、ODA 増額、援助効果の向上等に関するアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 日本政府に対し教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）および Education Cannot Wait（教育を後回しにはできない）基金への拠出、特に初等教育や紛争下の教育支援への重点化を教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）を通して働きかけた。
- 日本政府が議長を務めた G20 大阪サミットに関連する一連のプロセスに C20（市民社会）教育ワーキング・グループのメンバーとして参加し、4 月の C20（市民 20）サミットでは教育への資金拠出に関するサイドイベントを実施した。
- 10 月の Education Cannot Wait（教育を後回しにはできない）基金の事務局長の来日にあたり、外務省、財務省との対話および議員勉強会を実施し、紛争下の教育の重要性をインプットし、将来に向けた拠出の土台固めを行った。また、JNNE 主催でパブリック・イベントを開催し、紛争下の教育の重要性を一般参加者に訴えるとともに、国会議員、外務省高官の参加も得た。
- G20 大阪サミット、TICAD7 の成果文書、SDGs アクションプラン、国連 SDGs サミット等の機会を捉え、教育支援の強化に関する政策提言を行い、いずれの文書や首脳スピーチにも教育の重要性が含まれた。

v. 「子どもに対する暴力撤廃に関するグローバル・パートナーシップ」における国内外の政策強化に関するアドボカシー

[目的]

「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ」における日本政府の国内外の政策の強化、取り組みの促進に関するアドボカシーを行う。

[事業内容]

- 日本が「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」のパスファインディング国となったことに伴い、子どもに対する暴力撤廃を促進する国内行動計画（NAP）の策定プロセスに GPeVAC 日本フォーラムを通して関わり、NAP 策定のための政府ワーキング・グループ委員として具体的な政策提言を主導した。外務省が主導する策定プロセスには、優先テーマの設定や、国内の専門家や子どもの声を取り入れることなど、NGO からの提言が多く取り入れられた。
- 同 NAP では国内における施策・取り組みが計画対象になることから、国内で活動する NPO、専門家から広く意見を得るために、GPeVAC 日本フォーラムとして「GPeVAC 国内行動計画に関する意見交換会」を 6 月に開催し、意見をとりまとめて外務省および関係各省庁に提出した。また、これら専門家の政府ワーキング・グループへの出席を働きかけるなど、マルチステークホルダー・プロセスの実現に貢献した。

vi. 「学校保護宣言」、ロヒンギャ危機他人道危機・紛争下の政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］日本政府の「学校保護宣言」の支持、ロヒンギャ危機他紛争・人道危機下の子どもに関する政策・支援の強化、説明責任の向上に関するアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 2019 年のセーブ・ザ・チルドレン創設 100 周年にあたり、STOP THE WAR ON CHILDREN（SWOC-紛争下の子どもを守ろう）キャンペーンが 2 月に世界的に立ち上がった。報告書「子どもに対する戦争を止める：21 世紀の紛争下で子どもたちを守る」を国内で発表し、紛争下の子どもの保護に関する国際法・国際基準の遵守、人権侵害者に対する責任の追及、被害を受けた子どもたちの生活再建の 3 点を日本政府やメディアに発信した。キャンペーン主旨を説明し、参加を呼びかけるウェブサイトおよび冊子を制作し、また署名を募ることで紛争下の子どもたちの課題や支援の重要性について広く意識啓発を行った。また、関心あるユースを募り、ユースチームを立ち上げ、ワークショップの開催などユースの主体的な活動を後押しした。
- ハーグで開催された 5 月の SWOC キャンペーン／100 周年のグローバル・ローンチイベントに際し、日本政府に働きかけを行い、同イベントへの在オランダ日本公使の出席、発言を実現した。さらに、9 月の国連総会でセーブ・ザ・チルドレンが主催したハイレベル・イベントに日本政府からの参加者を確保した。

- ミャンマーのロヒンギャ難民の問題に関し、セーブ・ザ・チルドレンの提言を日本政府に共有し、日本の立場を活かしてミャンマー政府に対する説明責任を求めるようアドボカシーを行った。
- 学校を攻撃や軍事利用から守ることを目的とした「学校保護宣言」への日本政府の支持に向けて、研究者や国会議員との対話の機会を持ち、2020 年度のアドボカシーの展開のための準備を行った。

vii. 「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発と企業による実践強化、「ビジネスと人権国別行動計画」策定に関するアドボカシー

［目的］「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発と企業による実践強化、日本政府の「ビジネスと人権に関する国別行動計画」策定に関するアドボカシーを行う。

[事業内容]

- 「子どもの権利とビジネス原則」に対する企業の認識を高め、実践を促すため、5 月に主催した企業向けセミナーで原則の紹介を行い、連携の深化とインパクトの向上を訴えた。また、個別企業との意見交換や具体的な取り組みの促進を行い、具体的な取り組みにつながった。さらに、2016 年に策定・発表した「子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン」に関する発信や、企業への紹介を実施した。
- 日本政府のビジネスと人権に関する国別行動計画の策定に向けて、ビジネスと人権国別行動計画市民社会プラットフォームに参加し、子どもの権利とビジネスの観点から国別行動計画に対する提言を行った。

2019 年度の事業報告の附属明細書

2019 年度の事業報告の内容を補足する重要な事項はない。

以上